

野田市重度障がい者等日常生活用具  
費助成等事業実施規則の一部を改正す  
る規則をここに公布する。

令和5年6月1日

野田市長 鈴木 有

## 野田市規則第37号

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則の一部を  
改正する規則

野田市重度障がい者等日常生活用具費助成等事業実施規則（平成18年野田市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「規定により」の次に「内閣総理大臣及び」を加え、「による障害」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。